

学校教育審議会答申

平成26年度函館市教育委員会の諮問事項「第1グループ中学校の再編について」に対し、次のとおり答申する。

記

1 再編後の学校数について

再編後の学校数は、望ましい学校規模である9学級以上の規模を可能な限り保持するという観点から、計画における再編の見通しどおり1校体制とする結論に至った。

- ・ 西中学校，潮見中学校，宇賀の浦中学校の3校を1校に統廃合する

2 統合校の位置について

統合校の位置は、通学区域の拡大による通学時の生徒の負担や保護者の不安ができる限り軽減されるよう、通学区域内の中心にあることが望ましいことを第一に考え、それぞれの校地面積や学校施設の状況などについても考慮に入れ、次のとおりとする。

- ・ 統合校の位置については、潮見中学校の敷地とする

3 通学区域について

統合校の通学区域は、現在の3校をもって構成することが考えられるが、通学距離および一つの小学校から同じ中学校に進学できるような通学区域の連携を考慮し、次のとおりとする。

- ・ 宇賀の浦中学校の通学区域のうち中部小学校のエリア（松風町14～20，若松町18～40，千歳町6～27，新川町，大縄町1～3・6～9）は、平成30年度に現的場中学校の敷地に設置する凌雲中学校，光成中学校，的場中学校の統合校の通学区域に変更する

(付帯事項)

統廃合の実施にあたっては、当該の中学校および関連する小学校の関係者，保護者ならびに地域住民の十分な理解を得ながら円滑に行われるよう配慮するとともに、次のことに留意すること。

- 1 統廃合は速やかに進めるよう努めること
- 2 通学区域の設定においては、保護者の意向を十分に汲み入れるよう努めること
- 3 統合校の施設は快適かつ安全な教育環境となるよう努めること
- 4 通学の安全を確保するよう、通学路の整備等に努めること